

## 家族の変容と相続、扶養行動 ——法学的観点から

林田 清明

(北海道大学大学院法学研究科教授)

### 1. はじめに

現代のわが国では、いわゆるベビー・ブーム世代である団塊世代が年をとるに従って、多数の高齢者である労働者が退職し、また出生率の低いことによって、人口も高齢者層が増大して、高齢社会を迎えている。また、周知のように、両親は子どもたちが職業に就き、また中年となる時期までを見届けることができるような長寿社会となった。

本稿は、このような高齢化かつまた長寿化した社会において私たちは相続や扶養の面でどのように行動するか、また高齢社会が家族やそれを取り巻く法にどのような影響を与えるか、さらに家族をどのように捉えなおそうとしているか、を検討する。

### 2. 不確実性下の行動と法制度

人は自分が何時死亡するかが判からないという不確実性の下にある。つまり、自分の退職のときに、その将来にわたって必要な金額を確定することは困難である。個人的には出産があり、病気などの健康状態の変化・悪化や心身の障害があり得るし、また失業を余儀なくされたり、雇用の環境変化やインフレなどの経済状態の変動などもあり、個人がコントロールできない要因も多数かつ複雑に存在している。この将来の不確実なリスクを減少させるため今日では種々の制度や対策も存在しているが、年金制度や社会保障や高齢者対策など、多くは法律を通じて運営されるものである。

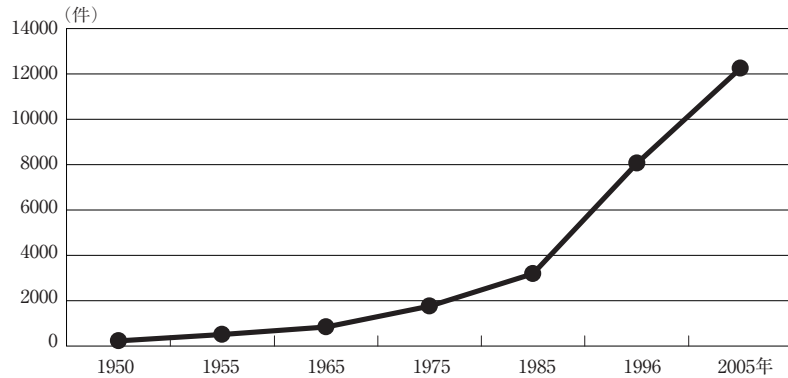
また、家族関係を律している民法もまた、不確実性下の合理的行動や将来のリスク分散という役割を果たしてきているといえよう。

### 3. 生前の分配——相続の近隣制度

相続が死後において遺産の分配をするのに対して、遺言や信託などのように生前にあらかじめ死後の分配をする方法もある。まず、教育はその見えない分配である。内閣府『国民生活白書 平成17年版』によると、教育関係費は過去10年間で割合は増加傾向にあり、教育関係費の支出割合は1969年の5.8%から2003年には11.8%と2倍以上となっている。家族の収入は子弟の教育への投資の重要な要因だが、その投資は生前における、子への財産の配分という側面を持っているのである。しかし、この面での法規制は見られない。また、遺言については、図表-1が示すように1980年ごろから漸増する傾向にある。また、受託者に財産権を帰属させて、これを一定の目的のために管理・処分する信託を利用することも考えられる(林田 2003)。

さらに、年金制度の発展についてはつぎのように見ることができる。定年や退職は近代産業社会の現象の一つである。定年や退職は、年金制度を確立することになったが、その理由は、①とくに公的年金は働くことのできない高齢者を経済的にサポートするために設けられた。また、②年金は高齢者が労働力人口から離れることを促進・奨励し、若い労働者の仕事や雇用の機会を作り出すこ

図表-1 わが国の遺言数の推移



出典: 最高裁判所事務総局『司法統計年報 平成17年度』より作成

とにある。さらに、③産業の発展・成長によって、膨大な経済的な産出（アウトプット）がもたらされた。年金制度それ自体も変化して発展したが、今日では「勤務年数に基づいた補償」としての意味を持つようになり、年金政策は「勤労による権利（earned right）」として現れるようになったという（シュルツ 1998: 8）。

ところで、なぜ強制的な公的年金という形を取るのかについては、たとえばMusgrave（1986）によると、一部の者が社会年金を購入し他の者がそうしないと、購入している者は購入していない者を社会全体として救わなくてはならないから、保険に加入することを要求するのであるという。つまり、強制的保険は、合理的に用心深い者に、他の者が備えるべきものまでも引き受けるべき重い負担をさせることを回避するものである<sup>1)</sup>。いずれにせよ、パターンリスティックな観点からである。

後述の寄与分における介護や面倒見の評価の困難性もあって、より直接的に介護と相続を結びつけるものも提唱されている。たとえば、被相続人と、とくに相続人の妻である「嫁」との間で、被相続人の療養看護や介護行為また、日常生活上の面倒を見るサービスについて、あらかじめ契約を結び、相続時に決済する、いわゆる扶養をめぐる家族契約もありえる。また、相続時に決済するのではなく、生前に一定の財産を遺贈する契約もありえよう。このとき、提供された看護・介護・面倒見などの各種サービスを有償として、未払い債

務について相続時に相続財産から決済を受けることになる。そこで、まず自宅での介護や日常的な面倒見などのサービスを有償として評価することが必要となるが、これらの看護やサービスの報酬（相場）については福祉事務所による基準金額を標準とする考え方が提唱されている。つぎに、この

種の契約が広く用いられるかどうかが実際問題として重要となる。誰から提案して、近親者にそのような取決め・契約を持ち込めるような事情や環境にあるかなどが重要となってこよう。そこでさらに、この種の契約や取決めが存すると擬制する提案もある。

#### 4. 現代家族の変化と相続

現代家族の変容との関係においては、相続において、被相続人の介護・ケアや日常の面倒見などをどのように評価すべきか問題となっている。ついで、相続以前の段階、つまり生前においてそれを評価する制度や方法がないかが議論されている。

相続は、被相続人が残した財産の相続人などによる承継であるが、伝統的には身分法の中でも家族関係とは異なって、財産法原理の働く領域と考えられてきた。このため、上述のような高齢者の介護やその世話・面倒見などの生活上のサービスの評価が可能かという問題とともに、仮に可能だとしたらそれをどこで評価するか、どのように分配するかが問題となっている。伝統的な立場では相続法を財産の取得という財産法原理の一適用領域と考えるので、一般に介護やその他の世話・サービスの評価は排除されるか、もしくははしにくくなると言わなければならない。

相続人たる地位を得る近親者に近いところで、これらの介護・サービスはなされるにもかかわらず、わが国の相続形態において大多数を占める法

定相続において、その場合に相続分に従った遺産の分配を行うのでは、不公平や不満を残すことになりかねないのである。現代の相続法も家族の実態によって変容・変化を迫られている局面の一つと言えるだろう。近年ではとくに寄与分制度をこの面で活用できないかが議論されている。

寄与分は、1980（昭和55）年の民法改正によって新たに設けられたものである（民法904条の2）。共同相続人の中に、「被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者」がある場合に、法定相続分に加えて、寄与に相当する額を加えた財産の取得を認める制度である。規定の趣旨は、「被相続人の財産の維持又は増加」に貢献した者をそうではない他の共同相続人と形式的に均分・平等に分配することが実質的公平に反するからとされている<sup>2)</sup>。寄与分はそれ自体を独立に財産権と構成するのではなく、共同相続人の間で実質的な公平を図るための調整をする制度だと考えられている。

寄与分の実体要件としては、(i) 共同相続人による寄与であること、(ii) 「被相続人の財産の維持又は増加」という特別な寄与が存すること、が必要である。これらに関して、つぎのような問題点がある。(i) については、たとえば夫の親と同居し親を介護してきた（夫の）妻・配偶者による介護などの日常生活上の世話・サービスなどの貢献は、「（夫の）妻」が共同相続人ではない場合もあり、また、先に見たように、これらによる家族介護がわが国では大多数であるにもかかわらず、ただちには特別な「寄与」とはならない。

寄与分制度の解釈レベルや現代の介護の実態における家族の役割の見直しの議論の中で、この制度がどこまで活用できるかが、ここでも課題となっている。

(ii) 民法904条の2は、「被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付」を寄与の例としてあげている。これは、立法当時の自営業者の後継者や共働きなどの労務の提供・金銭出資などを考慮したものである。しかし、介護や日常的な世話・面倒見などの行為が、「被相続人の財産の維持又は増加」であるといえるか、またこれらの介

護などが「労務の提供」といえるかなどは疑問といえよう。また、同様に、同条は上記の例に加えて「被相続人の看護」もあげている。この例示にはここでいう介護・世話などが当然に含まれそうであるが、①「財産の維持・増加」、②特別に寄与したといえるかどうか、なおクリアされなければならない。いわゆる寝たきり老人などの療養看護・介護は、特別の寄与として評価されることはあっても、つぎに、それが「財産の維持・増加」に寄与したといえるかが問題となるのである。家族とくに、配偶者が介護や世話をすれば第三者を雇うことによる介護に関わる出費を節約することになるから「寄与」といいうるかもしれない。財産的な処理や取り扱いの一環とする伝統的な相続の考え方においては、介護や日常的な世話・面倒見そしてそれに伴う精神的な協力などは、この財産的処理にはなじまないとする見解もなお根強いのである。

ではつぎに、実際上はどのように処理・解決がなされているのだろうか。家事に従事し、被相続人の世話をしたような場合には、寄与分として評価されているが、家事に従事しておらず、被相続人に対する食事・洗濯などの日常生活上の面倒見程度では、肉親としての当然の互助・範囲内であるとされ、特別の寄与として認められなかった例もある<sup>3)</sup>。また、療養・介護が提供された事例では、同居扶養の場合には、一般に寄与分が肯定されやすい。家事に従事していない近親者による療養・介護の場合には「特別な寄与」とすることはできないとされた事例がある。

このように寄与分制度によって介護などのサービスの提供を相続や遺産分割において考慮することには、上記のような要件上の制限や実務上の評価などの問題が生じている。しかし、学説には、なお寄与分制度の柔軟な運用を志向する動きもある。相続は、被相続人である老親に対する介護とそれへの配慮や評価のよい機会でもあるはずである。家族や近親者による介護サービスの提供をより積極的に寄与分として評価すべきであるとする見解もある<sup>4)</sup>。なお、実際には扶養ないし介護の提供などの事情が通常の遺産分割協議において考

慮されているという指摘もある。今後とも、寄与分に関する要件上の制限の柔軟な適用そして審判などの事例において実態に即した評価や判断が求められると思われ、この方向への動きが強まっていくと思われる。

## 5. 扶養

合理的な個人は自分の将来、つまり自分がいつまで生きているかについて不確かであるから、これに対して、それに将来の所得について備えなければならない。将来の所得や長く生きることによる経済生活に対する不安やリスクは、自分自身やその周囲とくに家族集団によっても分散できるはずである。わが国でもそうであったように、とくに戦前期においては高齢者の経済的不安定を救う装置として家族制度や家族の絆に頼っていた<sup>5)</sup>。現代においては家族の持つこの機能は幾分弱まっているとはいえ、わが国の社会保障ですら、近親者・家族に対する保護、とくに私的扶養を優先しているように、家族はなおリスクの分散や経済的な保護の重要な源であり続けているのである。

### (1) 高齢者の扶養と法的問題

わが国では、第一に自分の責任で生活を維持することが原則となっている（自己責任の原則）。第二に、民法の定める私的扶養が、公的扶助に優先するとされている（私的扶養優先の原則、生活保護法4条2項）。親族扶養を中心として、民間の福祉事業や企業福祉さらに地域社会での相互扶助などは私的扶養と呼ばれる。第三に、私的扶養ができなかったり、不十分である場合には、公的扶助がなされることになっている（公的扶助の補足性、生保法4、8、9条）。政府や関係機関・団体などによって生活保障がなされており、これを前記の私的扶養に対して公的扶養という。公的扶養はもっぱら社会保障によって行われている。

民法は、直系血族と兄弟姉妹は互いに扶養をする義務があるとし、また、特別な事情があるときには、家庭裁判所が三親等内の親族にも扶養義務

を課することができるとしている（民法877条）。民法は私的扶養について一定の親族の範囲に扶養義務があるとして、誰とも特定していないために、扶養の順位、さらにその程度や方法について、実際に問題となる。これらについても当事者の協議を前提として、それが調わないときや協議をすることができないときは、家庭裁判所が決定するとしている。これは、高齢者である要扶養者（＝扶養権利者）とそれを取り巻く家族関係や環境が多様であり、民法が一律に定めることができないと考えられたためである。

民法877条にいう親族の扶養義務の本質として、これを生活保持義務と生活扶助義務の二類型として捉えることが提唱された。前者の生活保持義務は、親の未成熟子に対する扶養または夫婦間の扶養のような身分関係上の本質的不可欠の要素であるような扶養義務を指す。後者の生活扶助の義務は扶養することが偶然的・例外的なものであり、前記生活保持義務関係以外の親族間の扶養などの場合をいうとされた<sup>6)</sup>。ここでもっばら念頭に置いている老親扶養は生活扶助義務である。審判や決定例なども、以上の二つの類型を基本的に承認しているとされている。

### ①扶養の順位

扶養を要する者や高齢者が複数存在する場合や扶養義務者が複数人存在する場合には、それぞれ扶養を受ける順序や扶養義務の履行の順序が問題となる。実際にどのような解決がなされているかは審判例をも参照する必要がある。たとえば妻と子と夫の母が同居しているが、他の女と同棲している夫に対して扶養請求する場合は、どちらの扶養が優先するかの問題を含んでいるものであるが、審判例では妻子・夫の母が同居している事実や妻が夫の母の面倒を見ていることなどから、両者を区別せずに婚姻費用に含めて判断したものがある。

他方、複数の扶養義務者が存在する場合には、たとえば、高齢者ないし成年者の要扶養者がその直系血族である子と兄弟姉妹の双方に対して扶養請求することがありえる。審判例には、直系血族

である子に対する請求のみを認容し、弟に対するそれは否定したものが<sup>7)</sup>。このように、扶養義務の優先順位をめぐることは、民法877条に規定される直系血族である子と兄弟姉妹との競合の場合が多いが、複数扶養義務者間では直系血族が先順位である。

## ②扶養の方法

つぎに、扶養の方法には、引取扶養と給付扶養とがある。引取扶養とは扶養義務者が要扶養者と同居して、扶養する方法である。この方法は、その性格上、直接強制や間接強制にもなじまないから、義務者の自発的意思と履行を前提としている。そこで、私的扶養の主たる方法は給付扶養と考えられている。この方法による場合、とくに扶養の程度が問題となりうる。民法によれば、扶養の程度は要扶養者の需要と義務者の収入・財産、親族関係の遠近その他諸般の事情を考慮して決めるとされている（民法879条）。審判例でも、「(扶養)義務者の社会的地位、収入など相応の生活をした上で余力を生じた」場合に、その限度で分担すれば足りるとされている<sup>8)</sup>。なお、要扶養者の生活費の算定においては自由裁量で決定されたもの、また、一定の基準方式をもとに算定するなどのやり方がある。

## ③扶養の順序や程度

これらについて、当事者の協議や調停・審判で一度決定された内容は、その間に事情が変わったとしても、再度協議や調停・審判などによって変更しなければ、変更されない。たとえば、養親子関係が養父の放恣な生活で破綻していたり、また、離縁訴訟が係属していても扶養義務は軽減されることはあっても、免責されない。ただし、離縁があれば扶養義務もそれと同時に消滅する。

いわゆる過去の扶養料の請求が問題となることがある。判例はこの過去の分の請求については乙類審判の対象となると解している<sup>9)</sup>。何らかの事情によって、法的には扶養義務のない第三者が要扶養者を扶養する場合には、第三者は扶養義務者に対して、扶養した分を不当利得として返還請求

することができる。また、扶養することが可能であるにもかかわらず、協議に応じなかったり、あるいは扶養を引き受けなかった場合などで、扶養義務者のうち一部の者だけが、扶養を分担した場合には、他の扶養義務者に対して求償することができる<sup>10)</sup>。

私的扶養の扶養料算定にあたって、公的扶助による給付分を考慮すべきかが問題となる。多くの裁判例では、公的扶助を考慮せずに、要扶養者の必要生活費を算出している。他方、公的扶助を考慮に入れて必要生活費を算定してもよいとする裁判例も存する。この考え方に対しては、公的扶助があくまで私的扶養を補足するものである（補足性の原則）から、公的扶助を考慮に入れるべきではないとする批判もある。

## (2) 扶養と公的年金

1959（昭和34）年に国民年金法が制定されて、国民皆年金体制が整えられることになった。『平成16年高齢者就業実態調査』（厚生労働省）によると、男性の年金受給の割合は、60～64歳で72.6%、65～69歳では94.66%、女性は年金を受給している割合が60～64歳は61.3%、65～69歳は93.1%となっている。このように、高齢者の大多数は公的年金にその生活を依存しているといえよう。また、『平成13年度国民生活選好度調査』（内閣府）でも、高齢者の公的年金への依存や期待は高い数値を示している。このように、高齢者の生活や扶養の基盤は、親族扶養から公的年金へとシフトしているといえるだろう。

公的年金制度の問題は、まず、年金給付が高齢者の生活水準を維持するのに妥当な額を期待できるかにかかっている。給付の水準やその確実性・公平性は年金制度への信頼そのものに深く関わっているといえるだろう。年金は長期にわたるものであるがゆえに、これに依存しても安心なのではない。年金制度内のプログラムの打ち切りや、支給金額の切り下げ・支給開始年齢の引き上げなど不利な変更、資金運用のコストやリスク、さらにインフレなど絶えざる危険と不安にもさらされている<sup>11)</sup>。

### ①公的年金と親族扶養

生活保護は公的扶養の一つであるが、親族扶養との関係においては親族扶養が生活保護に優先すると規定されている<sup>12)</sup>。ところが、公的年金と親族扶養との関係については法定されておらず、見解は分かれている。

公的年金が保険料の拠出に基づいて、当然に権利として給付を受けることができるなど確実性や画一性がある半面、民法上の親族扶養は扶養義務者のうち誰がどの程度に行うか最終的な審判手続などが決定されなければ、これに依存することができない。このため、一般には制度としては公的年金が親族扶養に優先すると考えてもよいだろう<sup>13)</sup>。そうすると、親族扶養を受けている場合でも、年金受給を妨げるものではない。また、一般に、公的年金を受給している場合には、扶養の必要性がなくなるから、民法上の親族扶養の義務が発生しないことがある。ただ、公的年金を受給している場合であっても扶養の必要性が消滅しない場合も考えられるが、この場合には扶養義務者の扶養額などが、公的年金の受給額との相対において縮減されることがある。例外となっているのは、老齢福祉年金の場合である。老齢福祉年金は公的年金の一つであるが、拠出制で支給されるものである。つまり、この年金は全額の国庫負担であるが、このために、(ア) 本人に一定額以上の所得が存在する場合、および、(イ) 配偶者の所得または民法977条1項に該当する扶養義務者（ただし、老齢福祉年金受給権者の生計を維持する者に限られる）の所得によって、支給が制限されている（昭和60年法律34号による改正前の国民年金法80条、79条二第五項および66条）。この所得による制限は所得が一定基準以上であれば本人および親族扶養に委ねたものである。

### ②配偶者間

昭和60年の法改正では、厚生年金などのような被用者年金制度においては、退職後の老齢年金は、①定額部分、②賃金比例部分と③加給年金の3部分で構成され、①と③の各部分を夫と妻に分割することにして、別々に老齢年金を支給するこ

とになった。つまり、夫婦から個人をベースとする年金制度に修正されたのである。しかし、なお課題は残っており、②の賃金比例部分は夫婦に二分割されず、被用者であった夫のみに支給されている。また、専業主婦であった者には、とくに老齢厚生年金については夫による扶養が事実上続いている。さらに、中高年で離婚した専業主婦であった者についても老齢基礎年金は支給されるが、老齢厚生年金による扶養は得られないなどの問題がある（堀 1995）。このように、夫婦をベースとしたものから個人単位の年金制度へと移行する過程にあるといえる。

### ③遺族年金

年金受給者である高齢者が死亡した場合には、遺族の一定の範囲の者には遺族年金が支給されることになる。この遺族年金も、要扶養の程度は遺族年金の額に対応して考慮されるから、親族扶養に優先すると考えられている。

「未支給年金」は、受給権者が死亡前に受給していなかった年金である。これは年金受給権者の生活に充てられるべき性格のものであるが、厚生年金法37条などは死亡した受給権者の一定の親族に支給されることにしている。この性格をめぐっては、未支給年金受給権は本人の死亡によって消滅し、相続の対象とならないとされている。判例では、立法によって権利が創設されて一定の親族に支給するものとされたとしている。また、国民年金における死亡一時金は同保険料を3年以上納めた被保険者が何らの給付を受けることなく死亡し、かつ、その遺族が遺族基礎年金を受けることができない場合に、一定の範囲の親族に支給される一時金のことである（国年法52条の2以下）。

さらに、年金受給権者が、第三者によって死亡させられた場合、その遺族は加害第三者に対する損害賠償請求権を取得する。また、年金保険者（厚生年金・国民年金の場合は国）は死亡せしめられた受給権者の遺族に保険給付をすることがある。むろん、不法行為に基づく損害賠償は遺族の生活保障が目的ではないが、両者の調節が問題となりうる。

### (3) 経済的給付からケア（面倒見）へ

近時、老人扶養の問題に時代的な推移が見られる。老後の生活に困るから扶養料を子に請求するという経済的事例は少なくなってきたが、老親・高齢者の面倒やケア（介護）を誰がどのように負担するかという調整の問題に移りつつある。高齢者が、日常生活を送る上で不自由・不便に感じたりするようになって、有償のサービスを購入してそれを解決したり、また福祉の措置に完全に委ねることもできない場合や階層には、誰が老親を引き取り、面倒を見るかが関心となり、また紛争となる。そして、これは、民法の扶養義務に含まれるのか、また、そうならば、誰がどの程度を負担すべきなのかという、法的義務の問題を提起しているのである。

高齢者の生活の面倒を見るのは、生活全般にわたる身辺介護である。排泄や入浴といった身体の看護、健康や精神面の看護、住居環境の保証や維持など多方面にわたる。これらの介護や面倒見（サービス）はそのほとんどが家族によって提供されている。そして、その9割近くは女性であり、一般に夫の場合にはその妻が、また義理の老親の場合には夫の妻や娘が介護を担っている。この介護や老親の生活の世話という労働の大変さや深刻さは、その時間の長さとともに想像を超えるものがある。介護の担い手自身の心身両面の疲労困憊、自分の労働職種や労働体制の切り替えやあきらめ、自由時間の確保など介護疲れや精神的不安定などは深刻である。そのために、高齢者に対する虐待や殺害・心中などの悲劇も生じている<sup>14)</sup>。

これらの介護や老親の世話面倒を見たりすることは、扶養義務となるのか。通説判例によれば、老親と成年子との間の扶養は生活扶助義務として捉えられるから、老親が要扶養状態にあり、また扶養者が扶養可能状態にあるときに、経済的な支援が中心となる。これに対して、老親に対する子の「生活保持義務」を肯定する見解もある<sup>15)</sup>。高齢者に対する介護や日常生活上の世話・面倒見などを法的義務として直接義務づける規定は存しない。世話や面倒見などはほとんどが近親者や家族によって担われており、現在においてもしばしば

親子の情義の問題として扱われており、それは自発的に、あるいはやむなくサービスを提供することに基づいているといえる。この点では、子が老親の介護や日常の世話をするサービスについては法的義務や扶養義務性を吟味する必要はないと思われる。

### (4) 介護・面倒見と税制措置

扶養者が出費（出損）した扶養料や仕送りに対して税法上の一定の優遇措置や減税などの措置を講ずることが考えられる。これは扶養に対するインセンティブを側面から支えるものとなる。

## 6. おわりに

以上のように、相続や扶養に関する行動において、不確実性下における行動やリスク分散行動が見られる。将来の不安に対するリスクの分散のうち、教育や信託などの財政プログラムや制度の出現によって生前における富の世代間移転が今後とも多くなってゆくだろう。また、相続法は、死後における富の世代間移転の伝統的な方法であったが、とくに寄与分制度において高齢者の扶養や面倒見（ケア）などの評価を十分なしえず、立ち遅れているといえるだろう。家族は伝統的に高齢者の扶養やケアなどの重要なネットワークであるという役割を担ってきた。とくに生前の富の移転は個人の独立をもたらすことになるので、高齢化時代の家族は、これまでの家族の役割や家族観にとっても重要な変容をもたらすことになると考えられる。

### 注

- 1) Musgrave (1986)。
- 2) 有地 (1989)。
- 3) 千葉家庭裁判所 (1991)；福岡家庭裁判所小倉支部 (1981) [前者]、長崎家庭裁判所諫早支部 (1987) [後者]など。
- 4) 土肥 (1984: 89)；村松 (1992)。
- 5) 山脇 (1995: 156)；庄司 (1993)。
- 6) 中川 (1928)；上野 (1984)；渡瀬 (1973)。
- 7) 福岡家庭裁判所 (1963)。
- 8) 大阪高等裁判所 (1974)。
- 9) 最高裁判所 (1967)；石川 (1979)。

- 10) 最高裁判所 (1951)。(引取扶養した娘から裕福な長兄への求償を肯定)。
- 11) 生活保護の被保護世帯に占める高齢者世帯の割合は46.4% (2003)と増加しているが、公的年金制度の貧困防止効果は大きい(橋木・浦川[2006: 113, 140])。また、わが国の貯蓄率が80年代では社会保障制度の充実などにより低下傾向にあったが、90年代以降は緩やかな上昇に転じている。高齢者が資産を取り崩さないのは、年金給付額だけでは今後の生活に不安があるためである。中川忍 (1999); また大来洋一・クルマナリエバ (2006); 石川経夫 (1988: 201)。
- 12) 生活保護法4条2項。問題点や判例の動向につき、松嶋 (1990); 深谷 (1979)。
- 13) 堀 (1995: 180)。
- 14) 山脇 (1995)。平均寿命が延びた女性は夫の親そして夫の介護をしながら、自分自身の介護は受けられない状況にある。直井 (1978)。なお、アメリカにおいても、シュルツ (1998: 11)。
- 15) 米倉 (1979)。

## 文献

- 有地亨, 1989, 「寄与分」『新版注釈民法 (27)』有斐閣, 251-290。
- 石川経夫, 1979, 「過去の扶養料」『現代家族法大系3巻』有斐閣。
- , 1988, 「高齢者世帯の就業行動と貯蓄行動」岩田規久男・石川経夫編『日本経済研究』東京大学出版会, 181-200。
- 上野雅和, 1984a, 「扶養契約——老人扶養をめぐる」『現代契約法体系7巻』有斐閣, 275-290。
- , 1984b, 「扶養義務」『民法講座7親族相続』有斐閣, 285-340。
- 大来洋一/エルビラ・クルマナリエバ, 2006, 「社会保障と老後のリスクと貯蓄」『季刊家計経済研究』72: 98-105。
- 大阪高等裁判所, 1974, 昭和49.6.19決定, 『家庭裁判所月報』27 (4): 61-62。〔大阪高決昭和49.6.19家月27巻4号61頁〕
- 厚生労働省『平成16年高齢者就業実態調査』。
- 最高裁判所, 1951, 「1951.2.13判決」『民事判例集』5 (3): 47-57。〔最判昭和26.2.13民集5巻3号47頁〕。
- 最高裁判所, 1967, 「昭和42.2.17判決」『民事判例集』21 (1): 133-154。〔最判昭和42.2.17民集21巻1号133頁〕。
- J. シュルツ, 1998, 『エイジングの経済学』(佐藤隆三・嵯峨座晴夫監訳 1998, 勁草書房)。
- 庄司洋子, 1993, 「現代家族の介護力」『ジュリスト増刊・高齢化社会と在宅ケア』, 190-196。
- 橋木俊詔・浦川邦夫, 2006, 『日本の貧困研究』東京大学出版会。
- 千葉家庭裁判所一宮支部, 1991, 「平成3.7.31審決」『家庭裁判所月報』44 (4): 47-56。〔千葉家一宮支審平成3.7.31家月44巻4号47頁〕。

- 土肥幸代, 1984, 「寄与分主張の実態——扶養・療養介護を中心として」『判例タイムズ』526: 89-91。
- 内閣府『国民生活白書 平成17年版』。
- 内閣府『平成13年度国民生活選好度調査』。
- 直井道子, 1978, 「中高年無配偶女性の老後」『ジュリスト増刊 総合特集 高齢化社会と老人問題』, 45-49。
- 中川忍, 1999, 「90年代入り後も日本の家計貯蓄率はなぜ高いのか?」  
<<http://www.boj.or.jp/type/ronbun/ron/research/data/ron9904a.pdf>> (2007.1 現在)。
- 中川善之助, 1928, 「親族扶養義務の本質 (1) (2)」『法学新報』38 (6): 1-22, 38 (7): 48-78。
- 長崎家庭裁判所諫早支部, 1987, 「昭和62.9.1審決」『家庭裁判所月報』40 (8): 77-86。〔長崎家諫早支審昭和62.9.1家月40巻8号77頁〕。
- 林田清明, 2003, 「現代家族の変化と相続法制——相続法の経済分析の試みと素描」『会計検査研究』27: 25-38。
- 深谷松男, 1979, 「私的扶養と公的扶養」『現代家族法大系3』有斐閣, 383-405。
- 福岡家庭裁判所, 1963, 「昭和38.10.14審決」『家庭裁判所月報』16 (3): 117-122。〔福岡家審昭和38.10.14家月16巻3号117頁〕。
- 福岡家庭裁判所小倉支部, 1981, 「昭和56.6.18審決」『家庭裁判所月報』34 (12): 63-75。〔福岡家小倉支審昭和56.6.18家月34巻12号63頁〕。
- 堀勝洋, 1995, 「社会保障と扶養」『ジュリスト』1059: 177-187。
- 松嶋道夫, 1990, 「私的扶養と公的扶助」有地亨編『現代家族の諸問題』弘文堂, 339-371。
- 村松ちづ子, 1992, 「均分相続に対する一考察——『被相続人(親)の面倒を見た』ことの遺産分割における評価について」『名古屋大学法政論集』142: 333-348。
- 山脇貞司, 1995, 「家族のなかの高齢者」『ジュリスト』1059: 156-162。
- 米倉明, 1979, 「老親扶養と民法」『東京大学公開講座高齢化社会』東京大学出版会, 135-192。
- 渡瀬勲, 1973, 「老齢の親に対する子の扶養義務」『東京家庭裁判所身分法研究会編家事事件の研究 (2)』有斐閣, 118-129。
- Musgrave, R., 1986, "The Role of Social Insurance in an Overall Program for Social Welfare," in Richard Musgrave, *Public Finance in a Democratic Society*, vol.2, 67 et seq. Brighton, Eng.: Wheatsheaf., (初出) in Bowen et al., 1967, *The American System of Social Insurance*, 23-45。
- Schulz, J., 1992, *The Economics of Aging* (5th ed.), Conn.: Auburn House。

はやしだ・せいめい 北海道大学大学院法学研究科教授。主な著書に『法と経済学の法理論』(北海道大学出版会, 1996)。法と経済学・民法専攻。